



途上国における貧困削減と制度・市場・政策
比較経済発展論の試み

Poverty Reduction, Institutions, Markets, and Policies
in Developing Countries:
Toward a Theory of Comparative Economic Development

PRIMCED Discussion Paper Series, No. 5

貿易自由化の政治経済学：戦後日本のケース

岡崎哲二

January 2011



HITOTSUBASHI UNIVERSITY

Research Project **PRIMCED**
Institute of Economic Research
Hitotsubashi University
2-1 Naka, Kunitatchi Tokyo, 186-8601 Japan
<http://www.ier.hit-u.ac.jp/primced/e-index.html>

貿易自由化の政治経済学：戦後日本のケース

岡崎哲二（東京大学）*

Abstract

This paper investigates the sequence of trade liberalization in postwar Japan and its determinants. As the Japanese government utilized the foreign exchange allocation system as a tool for the industrial policy, especially for protecting domestic industries, in the 1950s, trade liberalization was considered to give a serious impact on those industries, and designing the sequence of trade liberalization was an important policy issue. We identified the timing of liberalization of each commodity using original official documents, and examined what factors affected on the timing. It was found that in designing the sequence of trade liberalization, the government took into account of competitiveness of domestic industries and survivability of small and medium-sized firms.

Key words: Trade liberalization, Political economy, Industrial policy, Foreign exchange, Japan

JEL classification: F13, F14, N45, O24, P48

* okazaki@e.u-tokyo.ac.jp

1.はじめに

1960年6月、日本政府の貿易為替自由化促進閣僚会議は「貿易・為替自由化計画大綱」を決定した。1959年の実績で40%であった「自由化率」¹を3年後におおむね80%に引き上げることを骨子とした計画である。海外からの強い圧力を受けて、実際に以後、貿易自由化は計画を上回る速度で進展した。後述するように、1950年代には、国内産業保護をはじめとするさまざまな産業政策目的のために外貨割当制度が用いられていたことから、自由化は各産業に大きな影響を与えることが予想された。そのため、全体的な自由化の流れは動かすことができないとしても、個々の財の自由化のタイミングをどのように設定するかは、産業政策上の重要な問題となった。本論文では、政府が設定した財別の貿易自由化スケジュールとそれに影響を与えた要因について検討する。

検討にあたっては、まず、貿易・為替管理の枠組みの下で通産省が逐次発表していた「輸入公表」に基づいて、いくつかの時点における各財の自由化状況を特定する。そのうえで、自由化時点に関するデータを各財、およびそれを生産する各産業の属性と結びつけることによって、自由化タイミングの決定要因を分析する。戦後日本の貿易自由化については多くの文献があるが²、このようなアプローチは、筆者の知る限り、初めての試みである。本論文は、貿易自由化という戦後日本経済史上の画期をなす出来事のミクロ的な側面を明らかにするという意味を持つだけでなく、より一般的に経済政策の政治経済学に関する一連の文献の中に位置づけることができる³。

以下、本論文は次のように構成される。第2節では戦後日本の貿易自由化の流れを概観し、第3節では貿易自由化が政府の計画にしたがって段階的に実施されたことを確認する。そのうえで第4節では、繊維産業と紙パルプ産業に焦点を当てて個々の財の自由化タイミングの決定要因を分析する。第5節はまとめにあてられる。

2. 戦後日本の貿易自由化：概観

¹ 「貿易・為替自由化計画大綱」では「自由化率」は、「政府輸入物資を除く（昭和34年一カクは引用者）輸入通関総額において占める自由な輸入にかかわる商品額の割合」と定義されている（貿易・為替自由化促進閣僚会議「貿易・為替自由化計画大綱」1960年6月24日、通商産業省『自由化総括資料』）。

² 通商産業省・通商産業調査会編『通商産業政策史』第8巻、通商産業調査会、1991年、第2章、中北徹「貿易と資本の自由化政策」香西泰・寺西重郎編『戦後日本の経済改革—市場と政府』東京大学出版会、1993年、第12章、Shinji Takagi, “The Japanese System of foreign exchange and trade control, 1950-1964,” working paper, Columbia Business School, 1996.

³ Sam Peltzman, “Toward a More General Theory of Regulation,” *Journal of Law and Economics*, 29: 109-148, 1976; Paul Joskow and Roger Noll, “Regulation in Theory and Practice: An Overview,” in Gary Fromm ed., *Studies in Public Regulation*, Cambridge, MA: MIT Press, 1981; Randall, S. Kroszner and Philips E. Strahan, “What Drives Deregulation?: Economics and Politics of the Relaxation of Bank Regulation,” *Quarterly Journal of Economics*, 114(4):1437-1467, 1999.

戦時期以来継続されていた政府による直接的貿易管理が終了したことにもなつて、1949年12月、民間貿易の法的枠組みとして外国為替及び外国為替管理法（以下、外為法と略記する）が制定された。外為法は第1条で「この法律は、外国貿易の正常な発展を図り、国際収支の均衡、通貨の安定および外貨資金の最も有効な利用を確保するために必要な外国為替、外国貿易その他の対外取引の管理を行ない、もつて国民経済の復興と発展とに寄与することを目的とする」と規定しており、国際収支均衡や通貨安定というマクロ的目的のための手段であるだけでなく、外貨資金の有効な配分というミクロ的目的のための手段としての性格も合わせもつていた⁴。

これらの目的のために用いられたのが外貨予算制度である。すべての外貨が原則としていったん政府、日本銀行ないし外国為替銀行に集中され、そのうえで政府が四半期ないし半期ごとに外貨予算を編成して外貨の配分を決定した。外貨予算案の作成には通産省（輸入）と大蔵省（貿易外支払）が当たり、内閣総理大臣を会長とし関係閣僚をメンバーとする閣僚審議会で決定された⁵。

輸入貨物は大きく自動承認制（Automatic Approval, AA）物資と外貨割当制（Foreign Exchange Allocation, FA）物資に区分され、それぞれ別に外貨予算が配分された。自動承認制物資に関する予算はその対象となる財全体に一括して配分され、予算枠に余裕がある限り、各企業はそれを用いて自由に財を輸入することができた。一方、外貨割当制物資の予算は財別に配分された⁶。したがって外貨割当制物資に関しては、外貨予算の決定は、事実上、その期に特定の財を輸入し得る上限額を設定することを意味した。さらに外貨割当制物資を輸入する場合、各企業は事前に通産大臣に申請して外貨割当証明書の交付を受ける必要があった⁷。したがって、外貨割当制物資については、財別の輸入額の上限が外貨予算によって設定されただけでなく、外貨割当制度を用いて、企業別の輸入額についても通産省が介入することが可能であった。

このような意味で、自動承認制物資と外貨割当制物資の区分は非常に重要であり、貿易自由化とは外貨割当制の下にあった財を自動承認制に移し、外貨予算ないし輸入実績における自動承認制物資の比率を引き上げて行くことを指していた。そしてその区分は閣僚審議会が決定し、通産省が逐次「輸入公表」という形で『通産省公報』『通産省弘報』『官報』に告示した⁸。

⁴ Tetsuji Okazaki and Takafumi Korenaga, “The Foreign Exchange Allocation Policy in Postwar Japan: Its Institutional Framework and Function,” in Takatoshi Ito and Anne O. Krueger eds., *Changes in Exchange Rates in Rapidly Developing Countries: Theory, Practice and Policy Issues*, Chicago, The University of Chicago Press, 1999.

⁵ 内閣総理大臣以外の委員は、外務、大蔵、農林、通商産業、運輸の各大臣と経済企画庁長官であった（東京銀行調査部『外貨予算制度の解説』東京銀行調査部、1960年、24-26頁）。

⁶ 通商産業省・通商産業調査会編『通商産業政策史』第6巻、通商産業調査会、1990年、122-124頁。

⁷ 同上。

⁸ 前掲『通商産業政策史』第6巻、123頁。

以上のような枠組みを前提として、通産省は、外貨割当制度をさまざまな産業政策目的のために利用した。第一に、外貨割当制物資に関して外貨予算が輸入の上限額を意味することから、外貨予算は国際競争からの国内産業保護の強力な手段となった。第二に、綿紡績業、羊毛紡績業、鉄鋼業のように原材料の大部分を輸入に依存している産業にとっては、原材料に対する外貨予算の配分が生産と参入に大きな影響を与え、したがってそれは国内企業間の競争を政府がコントロールするための有力な手段となった。第三に、外貨割当証明書の発行を通じた企業別の外貨配分は、輸出と投資を政策的に促進するための手段となった。各企業が原材料輸入のための外貨割当を各企業の輸出実績にリンクさせる、いわゆる輸出リンク制は外貨割当が輸出促進政策の手段として用いられた典型的なケースである。また、綿紡績業、羊毛紡績業等で行われた原材料輸入のための外貨割当を各企業の設備能力にリンクさせる割当方式は、事実上、設備投資を促進する効果を持った⁹。

このような日本政府による外貨割当制度の運用は、国際的な枠組みの観点から見れば、戦後の「過渡期」にある国に為替制限を認めた IMF 第 14 条と国際収支条の理由による輸入制限を認めた GATT 第 12 条に基づく措置であった。そのため、1950 年代後半に日本経済が高度成長局面に入り、経常収支のバランスがほぼ回復すると、日本の貿易自由化を求める圧力が IMF、GATT や欧米諸国から強くなった。具体的には 1959 年 9～10 月の IMF 総会、同年 10 月の GATT 総会で日本を含む各国について為替制限、輸入制限の撤廃が求められた。

このような状況下で翌 1960 年 1 月、日本政府は貿易為替自由化促進閣僚会議を設置し、同会議は 1960 年 6 月に「貿易為替自由化計画大綱」を決定した。同年 4 月現在 40%であった「自由化率」（政府輸入物資を除く 1959 年の輸入総額に占める自由化品目、すなわち自動承認製品目の割合）を 3 年後におおむね 80%に引き上げることがその骨子であった¹⁰。IMF 等が継続的に自由化圧力を加える中で、以後日本の貿易自由化は急速に進展した。上記の意味での自由化率は「貿易為替自由化計画大綱」決定から 1 年半を待たずに 1962 年 10 月、目標の 80%を超える 88%に達した（表 1）。

表 1

3. 貿易自由化の段階的实施

「貿易・為替自由化計画大綱」は、上記のように 3 年間で自由化率を大幅に引き上げるという目標を掲げる一方、自由化を個々の産業の状況に応じて段階的に行うこととした。すなわち「大綱」は、自由化の実施にあたっては、①早期に自由化するもの、②早急には自由化できないが、おおむね 3 年以内を限度として、その間可及的速かに自由化するもの

⁹ 前掲『通商産業政策史』第 6 巻、153-157 頁。“The Foreign Exchange Allocation Policy in Postwar Japan: Its Institutional Framework and Function,” op cit. は羊毛紡績業について、企業別外貨割当の輸出促進および設備投資促進効果を明らかにしている。

¹⁰ 以上、通商産業省・通商産業調査会編『通商産業政策史』第 8 巻、通商産業調査会、1991 年、171-215 頁による。

(近い将来自由化するもの)、③現状からの判断では上記期間中に自由化することには問題があるが、極力近い時期に自由化するよう努めるもの(所要の時日をかけて自由化するもの)、④自由化は相当期間困難なもの、という4つカテゴリーに財を区分するとし、実際に、エネルギー、金属工業、機械工業、化学工業、繊維工業、軽工業その他、農林漁業の各部門の財について、それぞれ①～④に対応する自由化の目標時期を示した¹¹。各財の目標自由化時期は、前掲『通商産業政策史』第8巻に整理されている(208-209頁)¹²。

「貿易・為替自由化計画大綱」の財別自由化計画はどの程度、実際の自由化スケジュールと関連していたであろうか。この点を知るためには、個々の財が実際に自由化された時点を特定する必要がある。各財の自由化時期を特定するために、ここではまず、「貿易・為替自由化計画大綱」に挙げられている財ないし財グループのうちで、グループの区分が大きいために、対象を特定できないものを取り除いた。「光学機械」「繊維機械」「木材加工品」などがそれにあたる。その結果、「大綱」で取り上げられている96の財ないし財グループのうち25が除かれ、71の財が残された。

71の財のうち、①早期に自由化するもの、②近い将来自由化するもの、③所要の時日をかけて自由化するもの、④相当期間自由化が困難なもの数は、それぞれ20、19、15、17となる。また、産業別に区分すると鉱工業品が46、農林水産品が25である。両産業間で①～④のカテゴリーの構成を比較すると、明確に鉱工業品の方が、自由化スケジュールが早期に設定されていたことがわかる。農林水産品は品目数で6割が④相当期間自由化困難とされていた(表2)。

表2

これらの品目は実際にはどのような時間的経過で自由化されて行ったであろうか。前節で述べたように、通産省は「輸入公表」によって、各時点で自由化されている品目およびそれ以外の非自由化品目のリストを告示した。そして各時点の「輸入公表」は『官報』から得ることができる。ここでは、「貿易・為替自由化計画大綱」決定後に、大きな自由化品目の改訂が行われた1961年4月7日、1962年4月13日、1962年10月11日の「輸入公表」のデータを使用する。1961年4月7日の「輸入公表」は、原綿、原毛等の繊維原料を中心に530品目を自動承認制に移したもので¹³、その結果、自由化率は44%から62%に大幅に上昇した。1962年4月13日の「輸入公表」は、それまでの自由化の進展を踏まえて、自動承認製品目のリストを掲げるポジティブ・リスト方式から、非自由化品目のリストを掲げるネガティブ・リスト方式に移行した点、すなわち原則非自由化から原則自由化に規制枠組みを転換した点で重要な意味を持っている。1962年10月11日の「輸入公表」では、石

¹¹ 前掲「貿易・為替自由化計画大綱」。

¹² 出典は東海銀行『調査月報』1960年8月。

¹³ 前掲『通商産業政策史』第8巻、220頁。

炭産業との関係で懸案となっていた原油を含む 230 品目が自由化され、その結果、自由化率は 73%から 88%に上昇した（表 1）。

表 2 は、上記の 71 の財について、1961 年 4 月、1962 年 4 月、1962 年 10 月の各時点で、そのうちいくつかの財が自由化されていたかが、「大綱」の自由化目標時期のカテゴリー別に、示している。まず合計について見ると、1961 年 4 月時点では 10（14.1%）であった自由化品目が 62 年 4 月に 26（36.6%）になり、62 年 10 月には 36（50.7%）になったことがわかる。「大綱」に掲げられた財について、着実に自由化が進展したことになる。

自由化目標時期のカテゴリー別に見ると、1964 年 4 月時点では全体の自由化品目比率が 14.1%であった中で、①の財はすでに 35.0%が自由化されていた。一方、②の財の自由化品目比率は平均をやや上回る 15.8%で、③と④の財については、ここでのサンプルに関する限り、まったく自由化されていなかった。1962 年 4 月になると①の財の自由化品目比率は 85%に達し、②の自由化品目比率も 47.4%に上昇したが、③と④については依然として自由化が行われていなかった。①の財については 1962 年 4 月の 85%で自由化は頭打ちとなったが、②の財の自由化品目比率は 62 年 10 月には 68.4%に上昇した。そしてこの時点では③と④の財も一部が自由化され、自由化品目比率はそれぞれ 26.7%と 11.8%となった。以上のように自由化は①、②、③、④の順に進展し、「大綱」で設定された段階的な財別の自由化スケジュールが、実際の自由化プロセスに反映されたことが確認される。

4. 財別自由化スケジュールの決定要因

前節で見たような自由化のスケジュールはどのような要因によって決められたのであろうか。「貿易・為替自由化計画大綱」は、この点について「長年にわたり封鎖的経済の下で形成された産業経済に及ぼす過渡的な影響に十分考慮を払う必要がある。またわが国経済は西欧諸国と事なり、過剰就業とこれに伴う農林漁業における零細経営および広汎な分野における中小企業の存在などの諸問題を包蔵し、また育成過程にある産業や企業の経営、技術上の弱点などの多くの問題を有している」と述べている。すなわち、過剰人口を背景とした多数の中小零細経営の存在と幼稚産業等における国際競争力の不足が、自由化を一挙に実施することを困難にしていると考えられていた。

このような見解は、「大綱」の翌年に全体的な自由化スケジュールの繰り上げを決めた、貿易為替自由化促進閣僚会議の「貿易・為替自由化促進計画」（1961 年 9 月 26 日）においても表明されている。すなわち、「わが国経済は、近年の高成長にもかかわらず、今なお構造的な困難を持つ農林漁業の問題、広範な分野における中小企業の問題、育成過程にある産業や企業の経営、技術上の弱点、地域的失業および不完全産業の存在、など多くの問題を包蔵しており、今後の自由化の促進に当っては配慮すべき問題が少なくない」¹⁴。通産省

¹⁴ 貿易為替自由化促進閣僚会議決定「貿易・為替自由化促進計画」（1961 年 9 月 26 日）、前掲『自由化総括資料』。

もまた、1961年6月の文書の中で、同様の見解を提示している¹⁵。

余りにも急速な自由化の繰り上げによって打撃を受けるのは、技術水準が低く合理化、近代化が遅れていて日本の自由化計画によると1963年4月以降相当の時日を借さなければ自由化できないとされている自動車、重電機、電子機器等の機械類であって、これらを一挙に自由化すると輸入品との競争に破れて、国際収支に大幅な赤字要因を与えるのみならず雇面等に深刻な影響が現われ、下請企業への影響も大きく、大きな社会不安に発展する可能性も予想される。特にこれらの産業は将来の経済成長と雇面吸収の中核たるべきものであるから、これがいまだ幼稚段階で破壊されることとなると倍增計画の達成も困難となる。

以上の資料から読み取れるのは、各財の自由化のタイミングを決定するにあたって政府当局は、日本製品の国際競争力、日本の産業の企業規模分布、特に中小企業の存在、雇用といった要因を考慮に入れていたことである。

この点を定量的に検証しよう。そのためには、各財の国際競争力の程度に関するデータを得る必要がある。ここでは、自由化対策の検討のために1960年当時、通産省が集めたデータを使用する。1960年1月に貿易為替自由化促進閣僚会議の設置が閣議決定されたことをうけて、同年4月、通産省では、大臣官房企画室、通商局予算課と企業局企業第一課が省内の各原局に対して所管産業の自由化に関するヒアリング調査を実施した。ヒアリングにあたっては、各産業の個々の財について、需給状況、価格および原価状況、企業の構成、自由化を阻害している要因（原価の割高、相手方のダンピングのおそれ、過当競争、雇用維持の効果、その他）、阻害要因を克服するために必要な措置（企業の体質改善のための措置、生産規模拡大のための企業集中または生産分野協定、原材料対策、過当競争防止のための調整措置、関税措置、社会政策等、その他）、自由化移行が可能と考えられる時期、自由化を将来とも実施することが困難なものについてはその理由、戦前の状況（自由貿易下においてどのような事情にあったか、またその理由）を調査した資料を事前に準備することが求められた¹⁶。このヒアリングのために各原局・原課が準備した資料は、1960年当時の各産業の状況、特に各産業の国際競争力の程度に関して貴重な情報を提供する。

以下では繊維局が作成した資料（通商産業省繊維局「繊維輸入自由化参考資料」）を用い

¹⁵ 通商産業省「わが国の国際収支に対する考え方」1961年6月26日、前掲『自由化総括資料』。

¹⁶ 前掲『通商産業政策史』第8巻、205頁、通産省大臣官房企画室・通商局予算課・企業局企業第一課「貿易自由化ヒアリング要領（案）」、1960年3月31日、通産省企業局企業第一課『貿易自由化原局ヒアリング資料(1) 軽工業局繊維局関係』。「貿易自由化ヒアリング要領（案）」では、通産省の各原局の他に、農林省、厚生省、大蔵省、運輸省についてもヒアリングを実施することを予定しているが、実際に行われたかどうかは現在のところ確認できない。

て、個々の財の自由化のタイミングに影響を与えた要因について検討する¹⁷。繊維局は当時、繊維産業と紙・パルプ産業を所管しており、これら産業に焦点を当てる理由は、その製品がそれぞれ比較的同質的で輸入品と国産品の間での価格等の比較が意味を持ち得ること、および製品の間で自由化のタイミングに分散が大きく、要因の分析を行うのに適していると考えられることにある。

「繊維輸入自由化参考資料」には、綿糸布、亜麻・ちよ麻、麻織物、黄麻製品、梳毛糸、紡毛糸、毛織物、人絹製品、強力人絹製品、スフ製品、アセテート製品、合成繊維製品、絹・人絹織物、製紙用フェルト等、パルプ、紙、フルファッション式婦人長靴下、丸編み式婦人長靴下、丸編メリヤス生地・製品、経網メリヤス生地、横編婦人セーター、刺繍レース・ボビン式レース、綿レース、合繊レース、染色関係の各財が取り上げられている。ここでは、そのうち同質性が高いと考えられる紙までの財を対象とする。

同資料は各財についてそれぞれの中の細分化された種類ごとに内外価格の比較を行っている。同資料の内外価格の提示の仕方には、日本国内と海外の市場価格を比較する方式、および日本国内市場価格と日本への輸入採算価格を比較する方式が混在しているが、ここでは、より多くのデータを探ることができる前者を利用して、内外価格比（国内価格／海外価格）を算出した¹⁸。観測数は 38 である。企業の構成に関する変数としては、同資料に記載されている各財の生産企業数を使用する。これらのデータを用いて次の式を、LOGIT モデルを用いて推定する。1960 年 6 月時点ではここで対象としている財はいずれも自由化されていなかったから、その時点から 1962 年 10 月までの間に政府当局が行った各財の自由化に関する選択と、初期時点における各財の内外価格比およびその生産企業数との関係を調べることになる。

$$\Pr(\text{LIB}_i = 1) = F(\text{RPRICE}_i, \text{FIRM}_i, \text{NATURAL}_i, \text{CHEMICAL}_i)$$

ここで、 LIB_i は自由化のタイミングを示すダミー変数であり、1962 年 4 月に財 i が自由化されていた場合に 1、そうでない場合に 0 をとる。1962 年 4 月は全体の自由化率が 73% となった時点にあたる（表 1）。 RPRICE_i は財 i の内外価格比、 FIRM_i は財 i を生産している企業の数である。 NATURAL_i と CHEMICAL_i は、それぞれ天然繊維製品、化学繊維製品を示すダミー変数を示している¹⁹。

基本統計量は表 3 にまとめられている。

¹⁷ 前掲『貿易自由化原局ヒヤリング資料(1) 軽工業局繊維局関係』。他に軽工業局、重工業局、鉱山局の資料が残されている（同前資料および、通産省企業局企業第一課『貿易自由化原局ヒヤリング資料(2) 鉱山局重工業局関係』）。

¹⁸ 複数の海外市場のデータが掲載されている場合は、その中のもっとも低い価格を使用した。

¹⁹ リファレンス・グループは紙パルプ製品。

表 3

推定結果は表 4 の通りである。内外価格比の係数は有意に負となる。すなわち 1960 年時点で国内価格が海外価格より相対的に高く、したがって日本製品の国際競争力が低い財ほど、1962 年 4 月までに自由化される確率が低かった。これは上に見た記述資料が示す関係に一致する。また企業数の係数は有意に負、すなわち生産企業数が多い財ほど 1962 年 4 月までに自由化される確率が低いという関係となっている。これも多数の中小企業の存在が自由化を難しくしているという資料の記述と整合的な結果である。

表 4

5. おわりに

1960 年代の日本で実施された貿易自由化は、外貨割当制度を利用したさまざまな産業政策、特に国際競争からの国内産業の保護を撤廃することを意味した。そのため、各財の自由化のタイミングの選択は、産業政策当局と関連業界にとって重大な意味を持っていた。

この論文ではまず、いくつかの時点の「輸入公表」のデータを用いて、個々の財の自由化のタイミングを特定し、それが「貿易・為替自由化計画大綱」（1960 年 6 月）に示された財別の自由化スケジュールと一致していたことを確認した。そのうえで、各財の自由化のタイミングと、その財の内外価格比およびその財を生産している国内企業数の関係を定量的に分析し、内外価格比が大きく、国内の生産企業数が多い場合ほど早期に自由化される確率が低いという関係があったことを明らかにした。「貿易・為替自由化計画大綱」をはじめとする当時の政府文書は、貿易自由化の実施にあたって、各財の国際競争力と各産業の企業構成、特に自由化の中小企業への影響を考慮する必要があることを強調していた。実際の自由化のプロセスも、このような方針を反映して行われたと見ることができる。

表1 貿易自由化の推移

年	月	自由化率(%)	非自由化品目数
1960	4	41	—
	7	42	—
	10	44	—
1961	4	62	—
	7	65	—
	10	68	—
	12	70	—
1962	4	73	492
	10	88	262
	11	88	254
1963	4	89	229
	6	89	227
	8	92	192

資料：大蔵省関税局編『税関百年史』下巻、日本関税協会、1972年、330頁。

表2「貿易・為替自由化計画大綱」(1960.6)の自由化計画と実績

	品目数	自由化品目数			同品目数比(%)			
		1961.4	1962.4	1962.10	1961.4	1962.4	1962.10	
計	計	71	10	26	36	14.1	36.6	50.7
	①早期に自由化	20	7	17	17	35.0	85.0	85.0
	②近い将来自由化	19	3	9	13	15.8	47.4	68.4
	③所要の日時をかして自由化	15	0	0	4	0.0	0.0	26.7
	④相当期間自由化困難	17	0	0	2	0.0	0.0	11.8
鉱工業品	計	46	10	24	32	21.7	52.2	69.6
	①早期に自由化	16	7	16	16	43.8	100.0	100.0
	②近い将来自由化	17	3	8	12	17.6	47.1	70.6
	③所要の日時をかして自由化	11	0	0	3	0.0	0.0	27.3
	④相当期間自由化困難	2	0	0	1	0.0	0.0	50.0
農林水産業品	計	25	0	2	4	0.0	8.0	16.0
	①早期に自由化	4	0	1	1	0.0	25.0	25.0
	②近い将来自由化	2	0	1	1	0.0	50.0	50.0
	③所要の日時をかして自由化	4	0	0	1	0.0	0.0	25.0
	④相当期間自由化困難	15	0	0	1	0.0	0.0	6.7

資料：前掲「貿易・為替自由化計画大綱」、『官報』1961年4月7日、1962年4月13日、1962年10月11日。

表3 基本統計量

	観測数	平均	標準偏差	最大	最小
LIB	38	0.263	0.115	1.000	0.000
RPRICE	38	1.145	0.202	1.503	0.643
FIRM	38	1,186	3,996	14,650	1

資料: 本文参照。

表4 貿易自由化の決定要因

被説明変数: LIB	
RPRICE	-23.48 (-1.96) **
FIRM	-0.059 (-2.11) **
NATURAL	6.383 (2.06) **
CHEMICAL	-4.187 (1.72) *
Cons.	27.377 (1.91) *
観測数	38
Pseudo R ²	0.575

注:()内はz値。

** 5%水準で有意。

* 10%水準で有意。